

## 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例施行規則（平成12年規則第143号）第5条第2項の規定に基づき、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設のシェアオフィス（以下「シェアオフィス」という。）の使用者の公募及び決定の方法について必要な事項を定めるものとする。

(応募者の要件)

第2条 公募するシェアオフィスの使用者（以下「使用者」という。）は、納期の到来している市税を完納している者であって、本市において事業を行うもの又は行おうとするものとする。ただし、危険物等の使用、騒音、振動、異臭等により施設の運営等に支障がある場合、公序良俗に反する場合等を除く。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募者の対象としない。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項に規定する暴力団員
- (2) 出資者及び役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 出資者及び役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

(決定方法)

第3条 シェアオフィスの使用を希望する者（以下「申込者」という。）は、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用申込書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して市長に申し込まなければならない。

- (1) 企業等概要書（様式第2）
- (2) 事業計画書（様式第3）
- (3) 法人の場合にあつては代表者の住民票、法人登記簿謄本、直近の事業年度の決算書の写

し及び出資者が分かる株主名簿等の書類

- (4) 個人の場合にあっては住民票及び直近の年の確定申告書等の写し
- (5) 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書（様式第4）
- (6) 暴力団排除に関する誓約・同意書（様式第5）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申込みがあった場合において、当該申込者が前条に規定する要件を満たしていると認めるときは、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設企画運営事業者（以下「企画運営事業者」という。）に対し、当該申込者の事業計画等を審査させ、使用者の候補者を選定させるものとする。

3 市長は、新たにシェアオフィスを使用させることができる状態になったときは、企画運営事業者に対し、前項の候補者のうちから使用者を選定するよう求めるものとする。

4 企画運営事業者は、前項の規定により使用者の選定を求められたときは、第2項の候補者の中から使用者を選定し、市長に報告するものとする。

5 市長は、前項の規定により企画運営事業者から報告を受けたときは、使用者を決定し、クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用者決定通知書（様式第6）により当該申込者に通知するものとする。

6 企画運営事業者は、申込者の事業計画等について助言を行い、第1項の規定により提出した書類の内容に変更があるときは、速やかに変更後の書類を提出させるものとする。

（その他）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年10月9日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する形式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則

この要綱は、令和5年5月12日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオ

フィス使用者選定要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用者選定要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用申込書

鹿児島市長 殿

申込者 住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設のシェアオフィスを使用したいので、次の書類を添えて申し込みます。

使用希望ブース	ブース
添 付 書 類	
使用開始を希望する時期	年 月
使用を希望する理由（具体的に）	
使 用 者	住所 氏名

様式第2 (第3条関係)

企業等概要書

年 月 日現在

フリガナ			
企業名			
フリガナ			
代表者氏名			
本社所在地			
支店等の所在地			
連絡先	電 話		F A X
	E - m a i l		
	U R L		
	担 当 者		
設立年月日	年 月 日	資本の額	円
従業員数	役員 ( 人)	常時 雇用 ( 人)	パート・ア ルバ等 ( 人) 合計 ( 人)
業 種			
現在の主要 事業の概要			
主要株主	_____ ( %) _____ ( %)		
主な取引先			

様式第2（その2）（第3条関係）

企業等概要書（個人）

年 月 日現在

名 称				
フリガナ				生年月日
代表者氏名				
住 所	〒			
最 終 学 歴	年 月		卒業・卒業見込	
職 歴		勤務先	業種	仕事内容・地位
	年 月			
	年 月			
	年 月			
今までに習得した知識、技能等				
電 話 番 号	— —			
F A X 番 号	— —			
U R L				
従 事 者 数				
緊急連絡先	氏名・関係（ ） 電話番号 — —			

1 事業所の名称
2 入居後の事業内容（新たな企画、販路開拓などについての考え方） (1)本施設で行う事業活動の内容  (2)事業活動の具体的な内容
3 事業の特徴（事業の創造性、新規性、競合商品（サービス）に対する優位性など）
4 市場の状況（自社製品等の市場の規模、成長性、収益性、競合状況など）

5 将来の目標、目指すもの、本事業にかける夢、事業化への意欲など

6 事業を通しての地域社会への貢献についての考え方

7 他者との連携・交流についての考え方



8 資金計画及びその調達方法

(単位：円)			
	1年後	2年後	3年後
必要な資金			
人件費			
管理費			
設備資金			
研修費			
委託料			
その他			
資金調達			
売上			
自己資金			
借入金			
その他			

今回、シェアオフィスで行おうとする事業活動について記載してください。

「人件費」：事業に直接関与する者の直接作業時間に対する経費、臨時雇用者の給与

「管理費」：消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、事業所の賃料、光熱水費

「設備資金」：機械装置等の購入費

「研修費」：事業に必要な講習会等の受講費、図書費等

「委託料」：設計、調査、入力等の外部委託（アウトソーシング）経費

※必要な資金のうち、「その他」はその他事業の遂行上直接必要と認められる経費のことをいう

※1年目は、シェアオフィスに入居後最初に到来する決算期までの金額を記入

9 シェアオフィスで活動する期間（最長1年）

年 か月

10 入居期間終了時の目標（市場面、雇用面、財務面の目標など）

11 事業実施上の問題点・課題、支援要望（本施設に望むこと）

12 その他（特にアピールしておきたいこと。）

様式第4（第3条関係）

鹿児島市長 殿

鹿児島市税納付状況確認に関する同意書

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設のシェアオフィスの使用申込に係る審査において、  
鹿児島市税の納付状況を確認することに同意します。

年 月 日

住 所

氏 名

（署名又は記名押印）

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

様式第5（第3条関係）

年 月 日

鹿児島市長 殿

住 所

氏 名 (署名又は記名押印)

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

暴力団排除に関する誓約・同意書

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用申込にあたり、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、下記の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

記

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 出資者及び役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している法人等
- (3) 出資者及び役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
- (4) 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 出資者及び役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
- (7) 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等

様式第6（第3条関係）

年 月 日

様

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用者決定通知書

鹿児島市長

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設のシェアオフィスの使用について、次のとおり決定したので通知します。

使 用 ブ ー ス	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 者	
備 考	